

農業共済新聞を 購読しませんか？

営農と暮らしに役立つ
情報をお届けします

農業共済新聞は農業専門誌として、「農家に学び、農家に返す」を創刊以来の編集方針として発行しています。NOSAI事業の説明やNOSAI団体の動きはもとより、農政、営農技術や資材活用、暮らし、農産物流通など幅広い分野を網羅した紙面を通じて、農家の営農と暮らしを豊かにする情報が盛りだくさんです。



ぜひ、
購読してね。



購読料：年ぎめ5,520円(税込) ※月4回水曜日発行

お申し込み：NOSAI東京 総務課まで

1ヵ月あたり
460円

※2ヵ月無料購読キャンペーン中※

新たに年間購読のお申込みをいただいた方に限り、2ヵ月間無料で購読いただけます！

※無料購読期間後は通常の有料購読(12ヵ月)となります。

※購読希望の方は、東京都農業共済組合までご連絡ください。



農業共済事業の未実施品目に対する意向調査について

NOSAI東京では実施している農業共済事業以外の品目について、農家組合員の皆様から広く未実施品目について、要望を受け付けております。未実施品目について当組合で実施が必要かどうか常時検討を進めておりますので、農家組合員の皆様の自由なご意見をお聞かせください。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

NOSAI東京ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>



発行：NOSAI東京(東京都農業共済組合) 広報 No.19 令和2年9月発行 ※本誌の無断転載を禁じます

ノースイクン

〒184-0004 東京都小金井市本町6-9-35

●ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>

●メールアドレス info@nosai-tokyo.jp



NOSAI東京 広報

NO.19 東京都農業共済組合 広報誌

CONTENTS

・第28回通常総代会開催

・令和元年度 NOSAI東京 各事業の実績

・収入保険のお知らせ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により影響を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早くこの事態が収束し、皆様がいつもの日常を送ることができるよう、役職員一同心よりお祈り申し上げます。



第28回通常総代会 開催



令和2年7月30日（木）に東京都農業共済組合NOSAI会館にて第28回通常総代会を開催しました。新型コロナウイルス拡散防止のため、規模を縮小し、書面議決書の提出を基礎として、総代35名中本人出席7名、書面出席25名の出席を得て、篠野利之総代（日野市）が議長のもと、慎重な審議のうえ全議案は原案どおり可決されました。



澤井保人組合長



篠野利之議長

組合長挨拶

本年度も九州豪雨や山形県最上川の氾濫など、既に全国各地で災害が発生しております。被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。幸いにも東京都内では今のところ大きな被害はなく自然災害の影響は受けていませんが、新型コロナウイルスの影響により、学校給食の停止、直売所の営業自粛など、販売先を無くした野菜農家を中心に被害が出ているとの報告も受けております。

収入保険制度では、新型コロナウイルスによる収入減少も補填されます。令和元年度の支払い状況についても、加入者80戸に

提出議案

- ・第1号議案 令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案について
- ・第2号議案 保管中農産物補償共済の新設について
- ・第3号議案 保管中農産物補償共済の料率（共済掛金及び事務費賦課金の単価）の設定について
- ・第4号議案 東京都農業共済組合定款の一部改正について（保管中農産物補償共済の新設）
- ・第5号議案 東京都農業共済組合事業規程の一部改正について（共済掛金等の延納・園芸施設共済・保管中農産物補償共済の新設）
- ・第6号議案 保管中農産物補償共済に係る全国農業共済連合会との契約の締結について
- ・第7号議案 損害評価会委員の選任について

対し34戸約2,900万円となっており、約43%と約半数の農家で収入減少となる被害があり、補償を受けられていることになります。農家にとって有意義な制度となっている収入保険制度を多くの方にご活用いただけるよう、本年度は東京都収入保険推進協議会を設立し、東京都、東京都農業協同組合中央会、東京都農業会議、JA東京青壮年組織協議会、東京都野菜生産団体連絡協議会及び東京都内の生産団体と連携しながら加入拡大を目指していきますので、総代の皆様におかれましても、切にご協力をお願いします。

長年の課題である財務の改善では、東京都からの経営強化支援事業約1千万円と国庫事務費負担金の追加交付等により約

1,500万円の剰余金を計上できたため、職員の退職給与引当金に約1千万円、大災害の発生など、不測の事態の際に充てる業務引当金に約500万円積み立てることができました。事業関係では2年連続で大型台風が襲来したことに伴い、園芸施設共済において共済金支払いが増加したことにより、厳しい状況となりました。今後は、損害防止事業などを強化し、被害の低減に努めてまいります。



令和元年度 NOSAI東京 各事業の実績

令和元年度、本組合では、農家経営を支援するため、相次ぐ自然災害に対する共済金の早期支払い及び農業共済事業と収入保険事業普及拡大に努めました。



農作物共済

東京都における水稻共済の実績は農家の高齢化等による廃業のため、毎年10%弱ずつ減少し続けており、引受実績は、前年度より29戸減少、引受面積は560a減少しました。このうち5戸、229.5aは収入保険への移行によるものであり、これらを除外した減少率は戸数91%、面積94%となりました。陸稲においては作付の停止による引受戸数の減少、麦は昨年と同様の引受戸数となりました。被害実績は、水稻共済においてイノシシによる被害、台風15号による倒伏被害、梅雨時の天候不順による、いもち病被害が発生し、5戸、約11万円の共済金支払いとなりました。

家畜共済

引受実績について、死亡廃用共済は、青ヶ島の繁殖和牛農家2戸が新規加入し、延136戸、頭数3,303頭となり、疾病傷害共済は、清瀬市の酪農家1戸が加入し、延198戸、頭数1,748頭となりました。被害実績は、死亡廃用事故242頭、支払共済金約2,365万円(前年対比128%)、疾病傷害事故1,265件、支払共済金約2,033万円(前年対比107%)の被害となりました。昨年と比較し事故が増えた原因は、8月猛暑による暑熱被害が影響していると考えられました。(なお、令和元年度より家畜共済は新制度へ移行したため、引受戸数や引受頭数は実際に飼養している戸数や頭数と異なります)

果樹共済

収入保険制度に魅力を感じる農家が多いことから、組合員の円滑な移行手続きを行うため、提案型推進を行っております。引受実績は、戸数31戸、引受面積594.9aとなっており、収入保険制度がスタートした一昨年から、果樹共済から収入保険への移行に伴い、果樹共済加入率は大幅に減少しています。被害実績としては、5月の降雹被害、6月のカメムシ異常発生による果実吸汁被害、8月上旬の高温乾燥による「新高」の日焼け果の被害、及び台風15号による落果被害が発生し、24戸、約947万円の共済金をお支払いしました。

事業実績の詳細は当組合ホームページに掲載しています
NOSAI 東京ホームページ <http://nosai-tokyo.jp/>

園芸施設共済

東京都の補助事業と平成30年及び令和元年の台風被害に対する国の支援事業により建てられた園芸施設の加入推進を行った結果、引受実績は、戸数1,787戸(前年対比106.8%)、棟数4,852棟(前年対比104.9%)、面積約11,766a(前年対比111.8%)、共済金額約646,017万円(前年対比109.9%)となりました。被害実績は、台風15号と19号により、島しょ地域にもこれまでにない甚大な被害をもたらし、計376戸、約10,557万円となり、過去最大の共済金となった前年と同程度の支払いとなりました。

建物共済

近年の自然災害に対する共済のニーズから、火災共済から総合共済への切替や総合共済への新規加入が増加したことから、引受実績は、火災共済の加入件数(前年対比91.8%)及び共済金額約2,520,000万円(前年対比92.9%)は減少したものの、総合共済の加入件数(前年対比113%)、共済金額は約1,040,000万円(前年度対比116.5%)となり、事業目標の1,000,000万円を達成しました(達成率104.4%)。被害実績は、台風15号の影響により風水害の被害が多く発生し、支払共済金は合計40棟、約2,458万円の支払いとなり、このうち約83%が風水害によるもので、33棟、約2,379万円(金額被害率5.329%)の共済金支払いとなりました。

農機具共済

引受実績は、加入台数は222台(前年対比118.7%)、総共済金額は32,447万円(前年対比127.5%)と増加し、事業目標の30,000万円を達成しました(達成率108.2%)。被害実績は、8台、支払共済金は約218万円となっており、そのうち最も多い共済事故は、衝突・接触による事故で被害台数3台、約19万円の共済金支払いとなりました。

収入保険

平成30年度より収入保険の加入申込が開始され、将来的に東京都における認定農業者1,600名の加入を目的に、令和元年度の加入目標としては350経営体と設定し、計18回の説明の機会を通じて、延341名の参加者に対し制度説明、加入推進を行いました。組合員への意向調査においては、果樹栽培農家の加入意向が強く、2年目となった令和元年度においても集中的に推進を行った結果、127名の個人経営体及び法人経営体3名の加入となりました。令和元年度の被害実績(平成30年12月～令和元年12月の保険期間)は、農業共済事業と同様、5月の降雹による被害、台風15号及び19号による被害、天候不順などの原因から収入減少が生じ、令和2年8月現在、34戸、約2,900万円の保険金をお支払いしました。

収入保険のお知らせ

加入を検討している皆様へ

「収入保険」は、農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などによって売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。**収入保険の加入には、まず青色申告が必要です（現金主義を除く）。**

～ 始めよう！ 青色申告 ～

青色申告は、帳簿をつけることで自らの経営状況を客観的に把握できる重要なツールです。経営の安定化や収支の改善にも役立ちますので是非活用してください。新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます。

青色申告に必要な書類・帳簿

青色申告には「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

・正規の簿記（複式簿記）

仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など。

・簡易な方式

正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳。

青色申告の主なメリット

①青色申告所得控除

「正規の簿記」の場合は最高65万円を、「簡易な方式」の場合は最高10万円を所得から控除可能です。

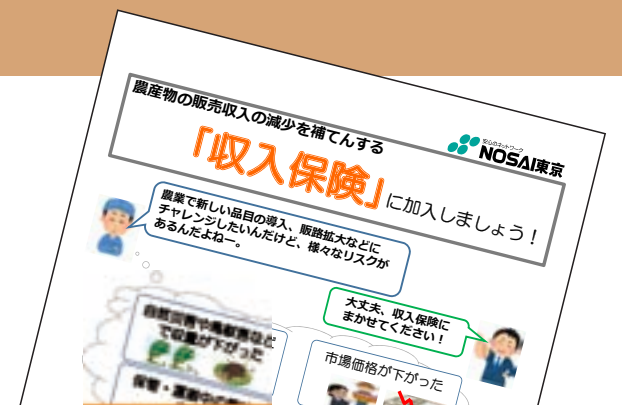
②損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰戻して前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

③収入保険事業の加入が可能に

加入申請時に青色申告実績が1年あれば収入保険に加入することができます。現金主義の申告をされている方が収入保険に加入するには、所轄の税務署に「現金主義による所得計算の特例を受けることとりやめ届出書」の提出が必要です。

* 青色申告について、詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。



加入されている皆様へ

昨年も全国各地で災害が発生し、収入保険は多くの加入者の方から、「万が一のときに安心」や「補償範囲が広くて良い」などの嬉しい声を頂いております。収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても自然災害や価格低下等により補てん金の受け取りが見込まれる場合、**NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。**保険期間中の大きな損害発生時にはご相談ください。

～ 通知しよう！ 誓約事項 ～

事故が発生していませんか？

例えば・・・

- ・台風などの自然災害により、作付や収穫ができなくなった。
- ・作付開始前や収穫期に、けがをしまい作業ができなくなってしまった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が激減してしまった。

営農計画の変更はありませんか？

例えば・・・

- ・作付面積の変更や、作付内容を変更する。
- ・収穫時期がずれ込んでしまうことが確実にになった。

収入保険は、
将来への補償！

つなぎ融資について

つなぎ融資とは、いわゆる保険金の先払いです。今後の運転資金が必要な場合に無利子で融資を受けることができる制度です。保険期間中に1回限り利用可能で、自然災害等により収量減少が50%を超える場合に対象となります。つなぎ資金の貸付額は、支払われる保険金等で相殺されます。その上で、貸付額が残る場合には、税申告の期限から3ヵ月を経過する日の属する月の末日までに償還していただきます。

* 詳しくは、事業課 収入保険担当窓口までご連絡ください。 NOSAI東京 TEL.042-381-7111